個人情報の保護に関し被保険者等の同意を要する事項について

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。
なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業主側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。
したがって、当組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合までご連絡ください。

１．高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
２．付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で行うこと。
３．出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
４．医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位で作成し事業主（出向先会社を含む）経由で行うこと。

※なお、4 の医療費通知につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合までご連絡ください。（TEL06-7638-3088）